

ロータリ除雪車仕様書 (2.6m、220kW級)

概 要

この仕様書は、ロータリ除雪車(2.6m、220kW級)に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものである。

納入機は運輸省令昭和26年第67号(以降の改正分を含む)「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

但し、継続生産車・輸入車・少数生産車については平成3年10月8日付け、建設省経機発第249号(以降の改正分を含む)「排出ガス対策型建設機械指定要領」または平成18年3月17日付け、国総施第215号「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定または届出され、2次基準値以上に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

この仕様書に明示されている数値は標準の設計値とし、ここに明記されていない箇所については支出負担行為担当官(以下「発注者」という)と物品供給人(以下「受注者」という)が協議のうえ決定する。

1 台 数	1台
2 性 能	
(1) 最大除雪量 (JIS D 6509性能試験)	2,700t/h以上
(2) 最大除雪幅	2,600mm以下
(3) 最大除雪高	1,500mm以上
(4) 投雪距離	0~35m以上
(5) 走行速度	40km以上
(6) 最小回転半径 (最外側車輪中心)	8.0m以下
(7) 運転室内騒音レベル	85dB(A)以下
3 機械寸法	
(1) 全 長 (走行姿勢)	8,100mm以下
(2) 全 幅 (除雪装置を除く)	2,500mm以下
(3) 全 高 (黄色灯火上端まで)	3,800mm以下
(4) 最低地上高	250mm以上
(5) 車両総質量	20,000kg以下
なお、「6.付属装置及び付属品 6-2車両総質量に含まないもの」以外は本車両総質量に含むものとする。	
(6) 乗車定員	2名

4 原動機

(1) 機関

- ①形式 水冷式4サイクル式ディーゼルエンジン
- ②定格出力 220kW以上
- ③最大トルク 1,200N・m以上

(2) 補記類等

- ①充電発電機 12V-110A以上
- ②蓄電池 12V-120Ah(5時間率)×2個以上
- ③燃料タンク容量 350L以上
- ④バッテリー主電源

5 車 体

(1) 走行動力伝達・駆動装置

- ①走行の動力伝達形式 静油圧式(HST)
- 走行の駆動形式 タイヤ駆動の総輪駆動
- ②変速装置 前進3段以上、後進2段以上の変速が可能なもの
- ③タイヤ スノータイヤ、又はスタッドレスタイヤ(11.00-20-14PR、12R22.5-16PR)

(2) 制動装置

- ①主ブレーキ 1系統に支障が生じても、制動可能な独立2系統総輪制動
 - ②駐車ブレーキ 機械式推進軸制動、外部収縮式、内部拡張式またはディスク式
- ブレーキ能力は、20%以上の勾配で静止状態を保持できるもの

(3) 操行装置(かじ取り装置)

- ①動力形式 車体屈折機構式(パワーステアリング)

(4) 懸架装置

後車軸もしくは前後車軸に懸架装置を有すること

6 作業装置

(1) 形 式

ツーステージ形

(2) オーガ装置

- ①形 式 リボンスクリーパー形
- ②安全装置 オーガ空転防止装置、過負荷防止装置(シャープピン等)

(3) ブロワ装置

- ①形 式 遠心式、4枚羽根以上
- ②ブロア放出角度 右35～左60度以上
- ③安全装置 過負荷防止装置(シャープピン等)

(4) ロータリ除雪装置の支持機構

- ①形 式 昇降装置：4点支持リンク式
(油圧式、地上300mm以上、地下100mm以上)
- ②油圧式チルト機能 チルト角度：左右4度以上

- (5) シュート装置
 - ①形 式 旋回、放出角可変、起倒伸縮式
 - ②旋回角度 340度以上
 - ③シュートキャップ投雪角可変角度 110度以上
 - ④シュート高さ 4,000mm以上
- (6) シュー
 - ①形 式 高さ調整可能、ねじ調整式、長方形平形
 - ②個 数 2個
- (7) 切 刃
 - ①サ イ ズ JCMAS P034によるもの
- (8) ロータリ装置前後傾用装置 (チップバック)
 - ①形 式 上部リンク伸縮式
- (9) 雪切板 (左右) 1 式

7 操作装置

- (1) 走行操作装置
 - ①エンジン回転制御装置 ペダル式とレバーまたはダイヤル式の2系統
(レバーまたはダイヤル式は任意の位置で保持できる構造)
 - ②制動装置 ペダル式とレバー式の2系統
 - ③前後進装置 (HSTポンプ制御機構) および走行変速装置 ペダル式又はレバー式
(前後進レバーは任意の位置で保持できる構造)
- (2) 操向操作装置 ハンドル式 (位置は車体中心より左側 (左ハンドル))
- (3) 作業操作装置
 - ①形式 ジョイスティックレバー式とし、油圧操作方式を原則とする
 - ②ロータリ除雪装置の変速 レバー式 (クラッチはペダル式) または押しボタン式

8 運 転 室

- (1) 運転室構造
 - ①運転室 全鋼製密閉型 (取付部は防振構造)
 - ②助手席 運転室の右側に設置
- (2) 運転室装備
 - ①運転席 座席ベルト付
 - ②助手席 座席ベルト付
 - ③窓 全面 (前後、側面) - 熱線入りガラス
 - ④ワ イ パ ー 電動2連式、冬用ワイパーブレード付 (前後)
電動式、冬用ワイパーブレード付 (側面下)
 - ⑤扉 左右 各1
- (3) バックミラー 1 式

- | | |
|-----------------|----|
| (4) ルームミラー | 1式 |
| (5) フロント・サイドミラー | 1式 |

※ミラーについて、屋外設置のものは可能な限り熱線入りとする

9 計器類

- | | |
|---|----|
| (1) 運行記録計 (90km/h速度、機関回転数記録、7日計及び26時間計兼用) | 1式 |
| (2) 機関回転計 | 1式 |
| (3) 燃料計 | 1式 |
| (4) アワーメータ | 1式 |
| (5) 油圧警告灯 (走行用油圧回路補給用) | 1式 |
| (6) 油温警告灯 (走行用油圧回路用) | 1式 |
| (7) 機関水温計 | 1式 |
| (8) 充電警告灯 | 1式 |
| (9) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 | 1式 |
| (10) 速度計 | 1式 |

10 照明装置類

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 前照灯 | 2灯 |
| (2) 前部作業灯 (運転室に取付、淡黄色) | 2灯 |
| (3) 黄色灯火 (前散光式幅 550mm以上) | 1式 |
| (後散光式幅 1,100mm以上) | 1式 |
| (4) 前方作業灯 (シュート取付) | 1灯 |
| (5) 後方作業灯 | 1灯 |
| (6) 大型後部反射器 | 1式 |
| (7) サーチライト | 1式 |
| (8) ステップランプ | 1式 |

11 付属装置及び付属品

11-1 車両総質量に含むもの

- | | |
|--------------------------------------|----|
| (1) バックブザー (後方1mにおいて、音圧80db(A)以上) | 1式 |
| (2) エアコン (カーヒータ切替式 (温水式デフロスタ付)) | 1式 |
| (3) ウィンドウウォッシャー (前面 電動式) | 1式 |
| (4) 後部作業表示板 (LED標識装置、2段表示、固定表示1パターン) | 1式 |
| (5) アンダーミラー (後) またはリアカメラ | 1式 |

11-2 車両総質量に含まないもの

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 予備シャーピン (全種類各10本) | 1式 |
| (2) 標準付属工具 | 1式 |

(3) 取扱説明書	1部
(4) 部品表	1部
(5) 履歴簿	1部
(6) 床マット（座席前部用、小型）	2枚
(7) タイヤチェーン（Oリング付きダブルタイプ）	1式

1.2 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。

1.3 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能の検査を受ける。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであることを、その内訳が判る資料により検査を受ける。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備する。

1.4 保 証

納入後1箇年以内に、設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行う。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても発注者と受注者が協議のうえ、受注者は無償修理を行うことがある。

1.5 その他の事項

(1) 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

(2) 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

① 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱いについて（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号）（以降の改正分含む）」に準じるものである。

② 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行う。

(3) 照明設備や付属装置等（ミラーも含む）は、運転席から道路構造（路肩位置等）を把握する際の支障にならないようにすること。

(4) 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

(5) 緩和申請等について

本履行にあたり車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が代行するものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は発注者の指示を受けるものとする。

(6) 緊急時の対応

納入機が故障等により作業困難となった場合、納入機に精通する者を現地に派遣できる体制であること。

(7) 納入地

日光市(栃木県日光土木事務所) 1台